

DC オンライン明細書切替サービス利用特約の主な改定箇所

	現在	2016年3月17日～
第3条（カード利用代金明細書の通知方法）	<p>1. DC は、会員が届出した電子メールアドレス宛てにご利用代金明細が確定した旨の電子メール（以下「確定通知メール」という。）を配信します。会員は、確定通知メールを受領後直ちに、確定通知メールにおいて指定されたウェブにアクセスして、ご利用明細照会（確定）ページを閲覧、内容を確認し、且つご利用代金明細のデータを次項に定めるファイルへの記録方式でダウンロードすることとします。</p>	<p>1. 当社は、次回の約定支払額にかかる請求が確定した時（以下「請求確定時」といいます。）に、本サービス利用登録会員が届出した E メールアドレス宛てに次回の約定支払額にかかる請求が確定した旨の E メール（以下「確定通知メール」といいます。）を配信します。但し、当社が確定通知メールの配信を不適当と判断した場合は確定通知メールを配信しないものとします。</p> <p>2. 本サービス利用登録会員は、確定通知メールを受領した後、直ちに確定通知メールにおいて指定されたWEB サイトにアクセスして、ご利用明細照会（確定）ページを閲覧し、内容を確認するものとします。なお、本サービス利用登録会員は、確定通知メールを受信したか否かに関わらず、DC Web サービスによるご利用明細照会（確定）ページの閲覧を行うことができます。</p> <p>3. 当社は、ご利用代金明細のデータを、次項に定めるファイルへの記録方式で本サービス利用登録会員の閲覧に供し、本サービス利用登録会員は、これをダウンロードして自己のパソコンに記録する方法により、その提供を受けるものとします。本サービス利用登録会員が上記方法による提供を受けないことにより生じる不利益</p>

		は、当該本サービス利用登録会員の責任とします。
	<p>3. 本サービス利用登録会員は、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、ご利用明細照会(確定)ページによる確認ができない場合があることをあらかじめ承認するものとします。</p>	<p>5. 当社の責に起因しない、通信機器、端末等の障害および通信上の障害やインターネット環境等に関して生じた事由により、本サービスが遅延または利用できない場合、そのために生じる不利益、損害について、当社は一切責任を負わないものとします。</p>
	<p>4. 本サービス利用中は、原則 DC から会員へのご利用代金明細書の郵送は停止します。但し、ご利用代金明細の確定時において次のいずれかに該当する場合は、ご利用代金明細書を郵送するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) DC から会員に宛てた確定通知メールが DC にて未着と認識された場合 (2) 法令等によって書面の送付が必要とされる場合 (3) その他 DC がご利用代金明細書の送付を必要と判断した場合 	<p>6. 本サービス利用中は、原則当社から会員へのご利用代金明細書の郵送は停止します。但し、請求確定時において次のいずれかに該当する場合は、ご利用代金明細書を郵送するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法令等によって書面の送付が必要とされる場合 (2) その他当社がご利用代金明細書の送付を必要と判断した場合
	<p>5. DC が第 1 項にもとづく確定通知メールを配信した場合は、確定通知メールを受信できることにより、本サービス利用登録会員または第三者に対して損害が発生した場合にも、DC は一切責任を負わないものとします。</p>	<p>7. 当社が確定通知メールの配信手続を完了したことをもって第 1 項の手続きは、完了したものとし、確定通知メールを受信できることにより、本サービス利用登録会員または第三者に対して損害が発生した場合にも、当社は一切責任を負わないものとします。</p>
第4条 (Eメールアドレス)	<p>第 4 条 (電子メールアドレス)</p> <p>2. 会員は、DC から会員に宛てた確定通知メールが未着であるとの通知を DC から受けた場合には、遅</p>	<p>第 4 条 (E メールアドレス)</p> <p>2. 本サービス利用登録会員は、DC Web サービスにおいて確定通知メールが未着であることを確認した場合</p>

	<p>滞なく登録されている電子メールアドレスの確認、または必要に応じて変更の手続きを行うものとします。DC にて確定通知メール未着と認識されている期間は、DC は当該会員へご利用代金明細書を郵送します。</p>	<p>は、遅滞なく登録されている E メールアドレスを確認し、必要に応じて変更の手続きを行うものとします。</p>
第 6 条 (本特約の変更)	<p>DC は、本サービス利用登録会員への個別の事前通知または承諾なくして、WEB サイトに掲載または E メール等で通知するなどの所定の方法により本特約を隨時変更することができるものとします。この場合、重要な変更については変更内容についてあらかじめ WEB サイトに掲載または E メール等で通知するものとします。また、変更内容について DC が所定の方法により掲載または通知した後に本サービスの利用があった場合は、本サービス利用登録会員が本特約変更を承認したものとみなします。</p>	<p>1. 当社は、三菱 UFJ ニコス WEB サイトに掲載して公表する方法、または E メールの送付により通知する方法その他当社が適当と判断する方法により本特約を変更することができるものとします。</p> <p>2. 本特約の変更の効力は、前項の掲載がなされてから 1 カ月が経過した時点、または E メールによる通知が到達した時点で生じるものとします。</p>